

令和5年度 錦江中学校の部活動に係る活動方針

令和4年7月策定

鹿児島県部活動の在り方に関する方針(抜粋)

- 1 適切な運営のための体制整備
 - ・ 部活動の方針の策定等及び指導・運営に係る体制の構築
- 2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組
 - ・ 適切な指導の実施及び部活動用指導手引等の普及・活用
- 3 適切な休養日等の設定
 - ・ 休養日・活動時間の設定及びその運用
- 4 生徒のニーズを踏まえた部活動の環境の整備
 - ・ 生徒のニーズを踏まえた部活動の設置及び地域との連携等
- 5 学校単位で参加する大会等の見直し
 - ・ 参加する大会等の精査

錦江中学校部活動活動方針

○ 県及び錦江町の部活動に関する方針を踏まえ、錦江中学校部活動活動方針を以下のように規定する。

1 適切な運営のための体制整備

- (1) 毎年度、「錦江中学校部活動活動方針」(以下「方針」)を策定する。
- (2) 年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成する。
- (3) 学校の方針を保護者に周知し、活動計画等を部員及び保護者に配布・連絡する。
- (4) 現状を踏まえ、設置する部活動数が適正になるように努める。
- (5) 顧問は、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図ることを念頭に決定する。
- (6) 校長は、年・月の活動計画及び活動実績の確認等を行い、必要と判断した場合には、指導・是正を行う。
- (7) 外部コーチの選定にあたっては、毎年度、顧問、保護者代表、学校長が協議した上で決定し、学校長が任命する。不適切な指導が確認された場合には、指導及び保護者会の信任を得た上で、改めて任命することとする。
- (8) 年度当初の各部保護者会において、活動方針や年間活動計画等について保護者に理解と協力を得る。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

- (1) 部活動の実施にあたっては、「運動部活動での指導のガイドライン(文科省作成)」に則る。
- (2) 休養を適切に取り、過度の練習を行わない。部活動以外の様々な活動に参加する機会を講じる。
- (3) 生徒及び保護者とコミュニケーションを十分に図り、生徒が活動継続、目標達成できるようにする。また、科学的なトレーニングを導入するなど、効率的な活動を行う。行き過ぎた勝利至上主義にとらわれることなく、生涯体育の視点に立った活動を行う。
- (4) 専門的知見を有する保健体育担当教員や養護教諭等と連携・協力し、発達個人差や女子の成長期に関する正しい知識を得た上で指導を行う。また、生徒自身が自分の体調等に応じた活動について部活動の指導者と意見の交換ができるよう配慮する。
- (5) 生徒主体のキャプテン会議(年3回程度 年度当初、新体制移行期、新年度準備期)や各部活動ごとのミーティングを定期的に設けるなど、生徒の主体性を尊重し、生徒とともに学び合う関係性を構築し、生徒の健全な成長を目指した指導を行う。
- (6) 各競技団体や部活動に関わる関係団体等が作成する指導手引や県策定の「運動部活動指導の手引き(一部改訂版)」等を活用し、効率的な部活動に努める。

3 適切な休養日等の設定

- (1) 週当たり2日以上休養日を設ける。平日は水曜日及び土曜日または日曜日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。加えて、1月(4週間)の中で平日4日、週末4日以上、年間104日以上休養日を設定する。

長期休業中は、その日数の半分程度を休養日とする。また、主要大会後は数日の休養期間を設定するよう努める。(年間計画、月練習計画、月練習実施報告を作成する。)

- (2) 活動時間は、平日は2時間程度、学校の休業日は3時間程度とする。

4 生徒のニーズを踏まえた部活動の環境の整備

生徒の自主的、自発的な参加に基づくものであることを踏まえ、適切な部活動の設置に努める。

5 学校単位で参加する大会等の見直し

年間に参加できる大会数は、月1回程度とし、中体連を含め、年間12回が限度となるように努める。本年度は、12回+中体連を限度とする。